

平成 27 年 11 月 6 日  
物 価 統 計 室

## インターネット通信販売価格の把握に関する検討

### 1. 背景及び検討の必要性

インターネット通信販売の市場規模は近年急速に拡大しており、今後も拡大することが予想される。経済産業省の推計<sup>※1</sup>によると、平成 26 年における市場規模は、物販系分野が約 6.8 兆円（対前年比 13.5%増）、サービス分野が約 4.5 兆円（同 10.1%増）とされている。

このような状況下において、統計局はインターネット通信販売価格（以下、「ネット通販価格」という。）の把握に関して、所要の検討を行ってきたところである。

さらに、第 59 回及び 60 回のサービス統計・企業統計部会における、諮問第 80 号「小売物価統計調査の変更について」の審議の中で、課題とされた「インターネット通信販売の価格把握の検討の加速の可能性について検討すること」について、統計局は「必要な予算措置を講じるなどした上で、29 年度の可能な限り早い時期に、最新の技術の活用も視野に入れた、大規模かつ本格的なネット通販価格の取集を開始し、同年度内に一定の成果を出すこととしたい」と回答し、諮問第 80 号の答申において、「通信販売価格のうち、インターネット通販については、平成 29 年度の可能な限り早い段階での開始について検討しており、適当と考える。」とされたところである。

以上の背景により、ネット通販価格の 29 年度における取集実施に先立ち、28 年度において、最新の技術の活用可能性を探るため、ネット通販価格データの取集方法として諸外国で利用実績があるウェブスクレイピング（インターネットを通じてウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術）などの利用も視野に、「インターネット通信販売価格の把握に関する事前研究」を実施し、公的統計機関である総務省統計局として、インターネット通信販売価格の適切な取集及び把握の方法について検討を行うことが必要である。

---

※1「平成 26 年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」  
経済産業省商務情報政策局情報経済課

<http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150529001/20150529001.html>

## 2. ネット通販価格の把握を巡る経緯

### (1) 平成 19 年全国物価統計調査（通信販売価格編）

ネット通販価格を含む通販・カタログ販売を行う企業の業態と取引の実態、店頭販売価格との価格差について把握するため、「通信販売価格編」を新規に作成した。

### (2) 平成 25 年小売物価統計調査（構造編）

構造編を開設するにあたり、「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」の諮問（以下、「諮問第 41 号」という。）を行ったが、その中で、平成 19 年全国物価統計調査の構成要素の一つであった「通信販売価格編」については、以下の理由から作成を見送った。

- ① 世帯の消費支出のうち、通信販売（インターネット、カタログ販売等）への支出の構成比が 3.3%と低いこと  
（出典：平成 21 年全国消費実態調査）
- ② 通信販売での支出比率が高いサプリメントなどについては、既に動向編で把握していること
- ③ 通信販売の形態が、ネット通販の普及など多様化しつつあり、過渡期であること

### (3) 諮問第 41 号の答申

諮問第 41 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付府統委第 4 号）において、通信販売価格を把握しないことについて、以下の課題が出された。

把握の要望の動向を踏まえ、販売形態の多様化の実態を見つつ、その把握の必要性及び技術的可能性について検討し、次回の消費者物価指数の基準改定時（平成 26 年 12 月ごろ）までに結論を得る必要がある。

### (4) 第 59 回サービス統計・企業統計部会

前記の課題に対して、統計局は、第 59 回サービス統計・企業統計部会（平成 27 年 8 月 13 日）において、「ネット通販価格の把握に向け、経済センサス等のデータから、電子商取引を行っている代表的な企業・事業所を特定し、当該事業所に対し、聞き取り方法による調査を検討し、平成 30 年 1 月から調査を開始する計画」と回答したところ、審議の中で以下の課題が出された。

インターネット通信販売の価格把握の検討の加速の可能性について検討すること。

#### (5) 第 60 回サービス統計・企業統計部会

前記課題に対して、統計局は、第 60 回サービス統計・企業統計部会（平成 27 年 9 月 3 日）において、次のとおり回答した。

「ネット通販価格の把握については、店頭販売価格との価格水準差を明らかにすることに加え、価格そのものの動きを捉えることを目的として実施する予定である。

ネット通販に関しては、国内民間事業者や海外の統計機関を始め、価格データの収集方法に関する技術研究（ウェブスクレイピングなど）が急速に進んでいる状況を踏まえ、統計局においても同技術に関する研究を推進し、ネット通販価格把握への取り組みを加速する必要がある。

そこで、当初、ネット通販価格の把握を平成 30 年 1 月から開始する計画としていたものを見直し、必要な予算措置を講じるなどした上で、29 年度の可能な限り早い時期に、最新の技術の活用も視野に入れた、大規模かつ本格的なネット通販価格の収集を開始し、同年度内に一定の成果を出すこととしたい」

#### (6) 諮問第 80 号の答申

前記回答について、諮問第 80 号の答申において、「通信販売価格のうち、インターネット通販については、平成 29 年度の可能な限り早い段階での開始について検討しており、適当と考える。」とされた。

### 3. 今後の予定

- ・平成 27 年 11 月（本日の研究会）

ネット通販価格の把握に先立つ事前研究の内容検討

- ・平成 28 年 8 月～29 年 3 月

事前研究の実施（実施までの間に海外の事例を研究し、必要に応じて反映）

- ・平成 29 年 5 月 目途（物価指数研究会）

事前研究の結果を踏まえたネット通販価格の把握に関する検討